

令和7年度伊豆の国市ホームページ有料広告掲載要領

伊豆の国市有料広告掲載要綱（平成19年伊豆の国市告示第56号）第4条の規定に基づき、市の管理するホームページへの令和7年度における有料広告掲載について、その規格、掲載位置、募集方法、掲載料、選定方法等について必要な事項を次のように定める。

第1 バナー広告の規格等

1 バナー広告掲載ホームページ

伊豆の国市ホームページ： <https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp>

2 バナー広告の掲載数

10枠

3 バナー広告の掲載位置

バナー広告の掲載位置は、市ホームページのうち、市長が指定した位置とし、枠内にランダムで表示する。

4 バナー広告の規格等

(1) 規格（1枠あたり）

縦60ピクセル、横180ピクセル

データ容量は、100キロバイト以内

画像データ形式は、JPEG形式又はGIF形式（アニメーションGIF形式及び透過GIF形式は不可）とする。

(2) バナー広告の表現方法

① 次に掲げる表現を含んだバナー広告は、禁止する。

- (ア) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現
- (イ) アラートマークを模した表現
- (ウ) ラジオボタンを模した表現
- (エ) テキストボックス（入力できるように見えるもの）を模した表現
- (オ) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）を模した表現
- (カ) 市の実施する事業名に類似した表現
- (キ) 市ホームページと類似の色調及びデザインによる表現
- (ク) その他、不快感を与えたり、誤解を与えたりするおそれがある表現

② 掲載するバナー広告は、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分とり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を見やすくするように配慮しなければならない。

③ 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

第2 掲載期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
ただし、1カ月単位で申請できるものとする。

第3 掲載料等

1 掲載料

掲載期間により、次のとおりの金額（消費税及び地方消費税を含む）とする。

1カ月 10,000円

6カ月 50,000円

12カ月 90,000円

2 掲載料の納入期限

バナー広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）は、市長が指定した期日までに掲載料を全額納入するものとする。

3 掲載料の不還付

納入された掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由（サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止によりバナー広告の掲載が一定期間停止される場合を除く。）により、バナー広告の掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付するものとする。この場合において、バナー広告の掲載後に還付する掲載料は、日割りにより計算して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。また、還付金には利子を付さない。

第4 バナー広告の掲載の申込方法等

1 申込資格

法人その他の団体（以下「団体」という）又は個人事業主とする。

2 申込書類

バナー広告の掲載を希望する者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- ① 伊豆の国市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）
- ② 団体又は個人事業主の概要（様式第2号）
- ③ 事業内容がわかる案内、パンフレット等、または事業を証明する書類の写し
- ④ 広告の原案

3 バナー広告の掲載の申込等

バナー広告の掲載を希望する者は、申込書類を以下のとおり提出するものとする。

①受付期間

令和7年2月17日（月）から令和7年3月14日（金）午後5時15分まで。なお、上記期間を終え、すべての枠が定数に達しない場合は、令和8年2月13日（金）までの期間内で、定数に達するまで延長する。

②受付方法

メール、郵送又は持参（受付期間内必着）

メール：info@city.izunokuni.shizuoka.jp

郵送・持参先：〒410-2292 伊豆の国市長岡340-1

市役所伊豆長岡庁舎2階 協働まちづくり課

4 その他

- ① 申込書類は、返却しない。
- ② 申込書類に虚偽の記載があった場合は、掲載を許可せず、その旨を申請者に通知する。
- ③ 申込に関して必要となる費用は、申込者の負担とする。

5 募集方法

広報いずのくに、市ホームページに掲載する。

第5 審査及び選定方法

1 審査手順

- ① 申込書類の確認
- ② 申込内容の審査

市長が定めた伊豆の国市広告掲載基準（以下、「掲載基準」という。）に従って審査する。

2 掲載の決定

審査の結果、バナー広告の掲載を適当と認めたときは、申込者に対し伊豆の国市ホームページ広告掲載決定通知書により通知するものとする。

バナー広告の掲載を適当と認めた者の数が、広告募集枠の数を超えたときは、次の順位により掲載の可否を決定する。

- ① 第1順位 より多くの期数をまとめて申し込んだ団体又は個人事業主の広告
 - ② 第2順位 市内に事業所、事務所等を有する団体又は市内の個人事業主の広告
- なお、同一順位の者の数がバナー広告募集枠の数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

3 掲載決定の取消し

市長は、下記のいずれかに該当する場合は、バナー広告の掲載決定を取り消すものとする。

- ① 広告主が、市長の指定する期日までに掲載料を納入しなかった場合
- ② 掲載基準に違反することが判明した場合
- ③ 申込の内容が、虚偽であることが判明した場合

第6 その他

1 広告主の責任

広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、不適切な管理により市及び第三者に損害を及ぼした場合は、広告主において処理するものとする。

2 広告主の届出義務

下記のいずれかに該当する場合は、伊豆の国市ホームページ広告掲載内容変更届（様式第3号）により、あらかじめ市長に届け出るものとする。

- ① バナー広告を差し替えるとき。
- ② その他伊豆の国市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

3 広告掲載の取下げ又は停止

広告主が、自己の都合によりホームページへの広告の掲載を取り下げるとき、又は停止するときは、伊豆の国市ホームページ広告掲載取下・停止申出書（様式第4号）により、あらかじめ市長に届け出るものとする。この場合において、納入済みの掲載料は返還しない。

様式第 1 号

伊豆の国市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

伊豆の国市長 あて

住所 {
申込者 {
氏 名 {

次のとおり広告掲載を申し込みます。

掲 載 期 間	年 月 ~ 年 月	
バナー広告内容	添付原稿のとおり	
リ ン ク 先 URL		
業 種		
添 付 書 類	(会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください)	
担当者連絡先	担 当 部 署 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

様式第2号

団体又は個人事業主の概要
(令和 年 月 日現在)

ふりがな			
名 称			
代表者氏名			
住 所	〒		
電 話 番 号		F A X	
設 立 年 月 日	年 月		
設 立 目 的			
沿 革			
業 務 内 容			

備考 会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください。

様式第3号

伊豆の国市ホームページ広告掲載内容等変更届

年 月 日

伊豆の国市長 あて

住 所 { 法人その他の団体にあつては、
 申込者 { その主たる事務所の所在地
 氏 名 { 法人その他の団体にあつては、
 { その名称及び代表者の氏名

次のとおり伊豆の国市ホームページへの広告掲載内容等の変更を届け出ます。

広 告 番 号	第 号
変 更 項 目	☐ バナー広告の差し替え ☐ ホームページ広告掲載申込書の記載内容の変更
変 更 内 容	(変更前)
	(変更後)

(注) 該当する変更項目にレ点をつけ、変更内容を具体的に記載してください。

様式第 4 号

伊豆の国市ホームページ広告掲載取下・停止申出書

年 月 日

伊豆の国市長 あて

申込者

住所氏名

法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地
法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

伊豆の国市ホームページへの広告掲載を（ 取り下げたい・停止したい ）ので、次のとおり申し出します。

広 告 番 号	第 号
広告掲載停止期間	年 月 日～ 年 月 日
取 下 ・ 停 止 理 由	

様式第5号

伊豆の国市ホームページ広告掲載料還付請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 ____ 月 ____ 日付け（広告番号 _____）で決定を受けた伊豆の国市ホームページ広告掲載料の還付金として請求します。

年 ____ 月 ____ 日

伊豆の国市長 あて

（請求者名）

所 在 地

名 称

代表者氏名

（振込先）

金融機関

口座種別

口座番号

口座名義